

電子提供措置の開始日2025年5月28日

第159回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制及び当該
体制の運用状況」

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

株式会社 福島銀行

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり定めております。

○「内部統制システムの基本方針」

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定め、対外的に公表する。
- (ロ) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための牽制機能として、少なくとも2名以上の当行と利害関係を有しない社外監査役を置く。
- (ハ) 法令および定款の遵守を確保するため、コンプライアンスに関する重要な事項は取締役会にて協議する。
- (ニ) 取締役を含め、全行的な法令および定款の遵守に関する企画立案、教育指導などを担当するコンプライアンス総括部署を総合企画部に設置する。
- (ホ) 法令および定款の遵守に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿ってコンプライアンス総括部署が策定し、取締役会に報告する。
- (ヘ) 法令および定款の遵守について、取締役は監査役および外部の監査法人と常に情報と問題意識の共有、意見の交換に努める。
- (ト) 取締役の法令および定款の遵守について、市場や世間のチェック機能が働くよう取締役は常に経営の透明性を高めるよう努力する。
- (チ) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、反社会的勢力と対応する総括部署を明確にするとともに、問題発生時の具体的対応を示す行動指針やマニュアルを整備し、警察等の関係機関と連携していく。
- (リ) コンプライアンス総括部署はコンプライアンス基本方針に沿った規程・マニュアルを作成し、全取締役・使用人に配布するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期するため各本部および各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (ル) 本部各部署および各営業店は毎月コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス総括部署は定期的にチェックリストにより全使用人の理解の確認などコンプライアンスの実態・実情のモニタリングを行う。
- (レ) 内部監査担当部署は本部および営業店の監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (ロ) 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認められた営業店は、表彰対象から外すこととする。
- (リ) コンプライアンス総括部署に、コンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽に行える内部通報の仕組みを設ける。
- (カ) コンプライアンス上重大な違反をした使用人に対しては、取締役会が懲戒処分を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、当該規程に基づき次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③取締役会で定めた意思決定機関の開催記録
 - ④稟議書及び取締役を最終決裁権者とする各種申請書
 - ⑤取締役が当事者となる契約書
 - ⑥会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - ⑦法令に基づき金融庁、財務局、税務署その他官公庁に提出した書類の写
 - ⑧日本銀行、全国銀行協会、第二地方銀行協会、証券取引所に提出した書類の写
 - ⑨その他文書管理規程に定める文書
- (ロ) 前項各号に定める文書の保存期間は、文書管理規程の定めによる。
- (ハ) 保存場所については文書管理規程に定めるところによるが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2銀行営業日以内に本店において閲覧が可能である方法で保管する。
- (ニ) 第1項の文書管理規程の改廃には、取締役会の承認を要する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (ロ) 本部各部署および営業店はそれぞれが担当する業務に伴うリスクの管理を担当する。同時に、当行全体としてのリスクの横断的な管理、リスク管理の企画立案、行内各部署への指導などを担当する総括部署を総合企画部に設置する。
- (ハ) リスク管理に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿って、各リスクを管理する所管部署が立案し、担当本部長が決定する。
- (ニ) 本部および営業店のリスク管理の実態を把握するため、内部監査担当部署を設置する。内部監査の基本方針は取締役会で定める。内部監査担当部署は、監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (ホ) 内部監査担当部署が行う監査については、正当な理由がない限り、取締役を含め何人も口出しできないものとし、その独立性を確保する。本部各部署および営業店は監査結果を活用しリスク管理の向上に努める。
- (ヘ) 外部の監査法人が行う本部および営業店のリスク管理に関する調査については全面的に協力するものとする。
- (ト) 災害等非常時の基本的な対応方針、対応の体制等の重要事項について定めた非常時対策マニュアル等に基づき非常時においても適切に対処する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、細部の方針の策定や個別業務の決定については取締役会が意思決定機関として設置した各種委員会および各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (ロ) 取締役は職務の執行権限を可能な限り本部各部署および各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。
- (ハ) 取締役とは別に、業務の執行を専担する執行役員を導入する。執行役員は取締役会が任命する。執行役員は必要に応じ取締役会に出席する。
- (ニ) 取締役および執行役員は業務上必要最小限の人数に抑制する。
- (ホ) 取締役および執行役員の任期は1年とする。
- (ヘ) 業務執行上の情報と問題意識の共有を図るとともに、互いに知恵を出し合うため、取締役会とは別に社長および本部長が日常的に相談できる場を用意する。
- (ト) 取締役の職務の執行が効率的に行われているかどうか外部からも確認できるよう、経営計画や経営目標の対外開示など経営の透明性を高める。

ホ. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ①グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行なう。
 - ②当行は、当行の取締役および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。
 - ③当行に子会社の管理を担当する部署を総合企画部に設ける。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。
 - ②当行は、不測の事態や危機の発生時に当行グループの事業の継続を図るため、各子会社の定める「業務継続計画（BCP）」等に基づき、各子会社に適切に対処させる。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ①子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行なえるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ②子会社には当行から取締役または監査役を派遣する。
- (ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①子会社にコンプライアンス担当者を配置する。
 - ②子会社は、当行の内部監査の対象とする。
 - ③当行グループ役職員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行なうことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助するため、内部監査担当部署に監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役会事務局には事務局長および担当を置き、当該使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

ト. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助する使用人がその職務を行うにあたっては、監査役以外からの指揮命令を受けない。
- (ロ) 上記の補助する使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の同意を得る。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (イ) 取締役および使用人は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- (ロ) 当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。

リ. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- (イ) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当行の監査役に報告を行う。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行の監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。
- (ハ) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行の監査役に報告する。

ヌ. 前2条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 前2条の報告をした者、調査に協力した者及び被報告者のプライバシーを保護する。
- (ロ) 前2条の報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

ル. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

ヲ. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、必要に応じ取締役社長、外部の監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。
- (ロ) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会の同意を得なければならない。
- (ハ) 監査役は、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

- 当行は、福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範として「福島銀行役職員の行動規範」を定め、月2回開催するコンプライアンス勉強会のうち1回は「福島銀行役職員の行動規範」を全員で読み合わせることにし、認識強化に努めております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実および講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。

- 内部通報体制については、子会社社員を含めた全社員が利用できる内部公益通報窓口を社内外に設置し、体制の強化を図り、通報者保護ルールを適切に運用しております。

②リスク管理体制

- 当行が定めるリスク管理規程に基づき、統合リスク量を四半期毎に取締役会に報告しております。
- 監査部は、内部監査計画に基づき、当行本支店、本部各部門および関連会社の監査を実施し、監査結果については取締役会および監査役会へ報告を行っております。

③監査役監査の実効性確保の体制

- 取締役社長と監査役全員が出席する定期的会合を年2回開催し、重要な課題について意見交換を行っています。

また、取締役社長と常勤監査役も必要に応じ意見交換を行っています。

- 常勤監査役は、取締役会のほか、ALM委員会、審査委員会等の重要な会議に出席し、監査の実効性を高めております。また、グループ会議には、監査役全員が出席し、子会社の役員から重要事項の報告を受けています。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的ではないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,313百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

所得に対する法人税、住民税及び事業税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本に区分して計上することとされました。

これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 債務者区分の判定及び貸倒引当金の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

貸出金 576,038百万円及び貸倒引当金4,996百万円

計算書類において、貸出金は総資産の約70%を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行の財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、債務者区分の判定及び貸倒引当金の算定は会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行の債務者区分の判定は、「重要な会計方針」の「5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づいて実施しており、具体的には以下の債務者区分に分類しております。

正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者
破綻懸念先	現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻先	破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

当行の貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」の「5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりです。なお、当期においては将来見込み等必要な修正は行っておりません。

② 主要な仮定

貸倒引当金の算定の基礎となる債務者区分の判定は、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っておりますが、これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込については、入手可能な情報に基づいて判断しております。

予想損失率の算定は、過去に有していた債権と同程度の損失が発生する可能性が高いと判断し、過去の貸倒実績率を基礎としております。

また、要管理先の貸倒引当金の算定は、対象先の件数が乏しいため、統計的に有意な予想損失率の算定が困難であることから、破綻懸念先に準じた貸倒引当金を計上することが現時点においては最善の見積りであると判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や貸出先の状況が想定より変化した場合には、翌事業年度の損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 747百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,414百万円
危険債権額	7,236百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円
合計額	11,751百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、126百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	35,224百万円
貸出金	9,090百万円

担保に対応する債務

借入金	一百万円
-----	------

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納等の取引の担保として、現金預け金212百万円、有価証券11,748百万円及びその他の資産2百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金209百万円及び担保保証金等2百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,641百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,606百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土

地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,853百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,724百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,203百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は31,563百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 1,948百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 849百万円

12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	20百万円
役務取引等に係る収益総額	34百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	12百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	265百万円

その他の取引高の総額

代位弁済額	1百万円
-------	------

2. 関連当事者との間の取引

(1)役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円) (注) 5	科目	期末残高 (百万円) (注) 5
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員の 近親者	阿 部 典 生 (注) 1	—	—	会社役員	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注) 4	△16	貸出金	284
								利息の 受取	2	未収収益	0
役員の 近親者	箭 内 達 哉 (注) 2	—	—	会社員	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注) 4	△0	貸出金	24
								利息の 受取	0	未収収益	0
役員の 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	野 田 鉄 工 有 限 会 社 (注) 3	福島県 福島市	6	鉄鋼業	—	—	資金の 貸付	融資取引 (注) 4	28	貸出金	124
								利息の 受取	1	未収収益	0

- (注) 1 当行の常務取締役佐藤明則の近親者であります。
2 当行の監査役箭内貴志の近親者であります。
3 当行の常務取締役佐藤明則の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
4 取引条件及び取引条件の決定方針等
融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
5 記載金額のうち、取引金額は純額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株 式 数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	26	0	—	27	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取請求による増加 0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△5

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	580	581	1
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	580	581	1
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	13,323	12,426	△896
	地方債	3,445	3,300	△144
	社債	47,537	45,656	△1,881
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	64,305	61,383	△2,922
合 計		64,885	61,965	△2,920

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	747
関連法人等株式	—
合 計	747

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	781	544	237
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,613	5,500	113
	外国証券	—	—	—
	投資信託	5,613	5,500	113
	小 計	6,395	6,044	350
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	28,452	32,206	△3,754
	国債	18,358	21,180	△2,822
	地方債	3,576	3,904	△327
	社債	6,517	7,121	△604
	その他	56,853	61,649	△4,795
	外国証券	484	499	△14
	投資信託	56,368	61,150	△4,781
	小 計	85,306	93,856	△8,549
合 計		91,701	99,900	△8,199

（注）上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	361
組合出資金	3,672
合 計	4,033

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	113	19	—
債券	794	—	207
国債	794	—	207
その他	—	—	—
合 計	907	19	207

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、原則として事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,006	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注)	2,034百万円
貸倒引当金	5,243百万円
退職給付引当金	442百万円
減価償却費	122百万円
有価証券評価損	2,628百万円
その他	891百万円

繰延税金資産小計 11,363百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,034百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,018百万円

評価性引当額小計 △11,053百万円

繰延税金資産合計 310百万円

繰延税金負債

その他	1百万円
-----	------

繰延税金負債合計 1百万円

繰延税金資産の純額 308百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	117	—	619	96	1,201	2,034
評価性引当額	—	△117	—	△619	△96	△1,201	△2,034
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.1%から、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については31.0%となります。この税率変更により、当事業年度の再評価に係る繰延税金負債は18百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	636円73銭
1 株当たりの当期純損失金額	40円84銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社ふくぎんリース&クレジット

株式会社東北バンキングシステムズ

(連結範囲の変更)

連結される子会社であった福活ファンド投資事業有限責任組合は、2024年12月31日の存続期間満了により解散しましたが、解散までの損益計算書については連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後3年間の予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的でないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,313百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(11) 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

所得に対する法人税、住民税及び事業税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとされました。

これによる、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 債務者区分の判定及び貸倒引当金の算定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

貸出金 574,217百万円及び貸倒引当金5,198百万円

連結計算書類において、貸出金は総資産の約70%を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、債務者区分の判定及び貸倒引当金の算定は会計上重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当行グループの債務者区分の判定については、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づいて実施しており、具体的には以下の債務者区分に分類しております。

正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)である債務者
破綻懸念先	現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻先	破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

当行の貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。なお、当期においては将来見込み等必要な修正は行っておりません。

② 主要な仮定

貸倒引当金の算定の基礎となる債務者区分の判定は、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っておりますが、これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込については、入手可能な情報に基づいて判断しております。

予想損失率の算定は、過去に有していた債権と同程度の損失が発生する可能性が高いと判断し、過去の貸倒実績率を基礎としております。

また、要管理先の貸倒引当金の算定は、対象先の件数が乏しいため、統計的に有意な予想損失率の算定が困難であることから、破綻懸念先に準じた貸倒引当金を計上することが現時点においては最善の見積りであると判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や債務者の状況が想定より変化した場合には、翌連結会計年度の損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,553百万円
危険債権額	7,239百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円
合計額	11,893百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、126百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 35,224百万円

貸出金 9,090百万円

担保に対応する債務

借入金 一百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納等の取引の担保として、現金預け金212百万円、有価証券11,748百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金敷金210百万円及び担保保証金等2百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,981百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,946百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,853百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額

15,847百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,203百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は31,563百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却4百万円、株式等償却58百万円を含んでおります。

2. 減損損失は238百万円であります。

減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ9カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産5カ所	土地・建物・動産	176
福島県外	事業用資産4カ所	土地・建物・動産	62

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期 首 株 式 数 (千株)	当連結会計年度 増 加 株 式 数 (千株)	当連結会計年度 減 少 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	28,000	6,900	—	34,900	(注) 1
自己株式					
普通株式	26	0	—	27	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式数の増加6,900千株は、第三者割当による新株の発行であります。

(注) 2 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 0千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	139百万円	5円00銭	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

①配当金の総額 174百万円

②1株当たり配当額 5円00銭

③基準日 2025年3月31日

④効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達を行っております。調達した資金は、福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

そのほか、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

iii) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なり、「貸出金」及び「預金」は120日、また、「有価証券」のうち、満期保有目的の債券、政策投資株式は120日、売買目的有価証券は10日、その他有価証券は60日にて算定しております。

当期の連結決算日における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,470百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	1,006	1,006	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,885	61,965	△2,920
その他有価証券	91,722	91,722	—
(3) 貸出金	574,217		
貸倒引当金（＊1）	△5,108		
	569,108	563,845	△5,263
資産計	726,722	718,539	△8,183
(1) 預金	761,793	761,753	△39
(2) 譲渡性預金	13,757	13,757	—
(3) 借用金	2,114	2,096	△17
負債計	777,664	777,607	△57

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	363
組合出資金（＊3）	3,672

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	55,579	—	—	—	—	—
有価証券（*1）						
満期保有目的の債券	11,678	16,349	11,331	2,181	9,252	14,268
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,176	4,650	1,434	7,718	1,166	15,378
貸出金（*2）	129,446	88,653	66,664	54,650	59,364	163,761
合 計	198,881	109,653	79,430	64,550	69,783	193,407

（*1）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致して
おりません。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
11,611百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	734,582	17,079	10,131	—	—	—
譲渡性預金	13,757	—	—	—	—	—
借入金	1,101	726	287	—	—	—
合 計	749,440	17,805	10,418	—	—	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,006	—	1,006
有価証券				
その他有価証券	19,116	72,605	—	91,722
国債	18,368	—	—	18,368
地方債	—	3,576	—	3,576
社債	—	6,517	—	6,517
株式	748	34	—	783
その他	—	62,477	—	62,477
資産計	19,116	73,611	—	92,728

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	12,426	18,641	30,896	61,965
国債	12,426	—	—	12,426
地方債	—	3,300	—	3,300
社債	—	15,340	30,896	46,237
貸出金	—	—	563,845	563,845
資産計	12,426	18,641	594,742	625,810
預金	—	761,753	—	761,753
譲渡性預金	—	13,757	—	13,757
借入金	—	2,096	—	2,096
負債計	—	777,607	—	777,607

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。観測できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、OIS、倒産確率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらの取引については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△5

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	580	581	1
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	580	581	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	13,323	12,426	△896
	地方債	3,445	3,300	△144
	社債	47,537	45,656	△1,881
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	64,305	61,383	△2,922
合 計		64,885	61,965	△2,920

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	783	545	237
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,613	5,500	113
	外国証券	—	—	—
	投資信託	5,613	5,500	113
	小 計	6,396	6,045	351
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	28,462	32,216	△3,754
	国債	18,368	21,190	△2,822
	地方債	3,576	3,904	△327
	社債	6,517	7,121	△604
	その他	56,863	61,659	△4,796
	外国証券	484	499	△14
	投資信託	56,378	61,159	△4,781
	小 計	85,325	93,876	△8,550
合 計		91,722	99,921	△8,199

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	181	34	55
債券	794	—	207
国債	794	—	207
その他	—	—	—
合 計	975	34	262

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は社債0百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,006	—

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.1%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.0%となります。この税率変更により、当連結会計年度の再評価に係る繰延税金負債は18百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	
役務取引等収益	2,319	1	3	2,324
うち為替業務	352	—	—	352
うち保険窓販業務	463	—	—	463
うち投信窓販業務	638	—	—	638
うちその他	864	1	3	869
その他経常収益	125	1	88	214
顧客との契約から生じる経常収益	2,444	3	91	2,539
上記以外の経常収益	8,518	2,328	30	10,878
外部顧客に対する経常収益	10,963	2,332	121	13,417

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	685円63銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	39円26銭